

【8 読み下し文】

(表紙)

「元禄十三庚辰(かのえたつ)年

上野国群馬郡の内新堀村水帳(みずちよう)

三月

群馬郡の内

新堀村

とい越

下々田拾三步

八十吉

同所

下々田廿歩

同人

松原

下麦田弍畝歩

武左衛門

同所

下々田弍畝歩

同人

(中略)

畑屋敷小以(こい) 弍拾壹町弍反拾八歩

右の寄せ

田方(たかた) 弍拾三町八反拾五歩

内

上麦田七反八畝三步

中麦田弍反三畝廿五歩

下麦田壹町三反八畝拾弍歩

上田五町壹反八畝廿壹歩

下田八町五反七畝廿弍歩

下々田七町六反三畝廿弍歩

畑方(はたかた) 弍拾壹町弍反拾壹歩

内

上畑弍反四畝拾弍歩

中畑壹町九反廿七歩

下畑五町五反三步

下々畑九町七反弍畝拾四歩

下々下畑弍町五反九歩

屋舗壹町三反弍畝拾三步

高五百廿弍石三斗弍升

田畑屋舗合わせ四拾五町壹畝三步

右は、上野国群馬郡の内新堀村水帳

寛文八年重田甚右衛門・大屋勘太夫・

萩原角右衛門検地を遂げ、以後川欠(かわかけ)永引(えいびき)等

これ有るに付き、古水帳引き合わせ吟味を遂げ、水帳写し置く

者也

青木弥惣右衛門 判

元禄十三庚辰年三月

五十嵐新蔵 判

有馬忠右衛門 判

名主 弥五左衛門

組頭 長兵衛

同 左右衛門

(後略)